

脱毛エステなど 長期間の 契約トラブルに注意！

事例①

- 10年通い放題といわれて契約した脱毛エステだが、店の運営会社が変わり、今後は追加料金を支払わないと施術が受けられないと説明された。納得できない。(30歳代 女性)



事例②

- 1年前に通い放題の脱毛エステを契約したが、事業者が倒産した。クレジットの支払いを止めてほしいと信販会社に連絡したが、契約書に記載されている回数(12回)の施術を受けているので、全額支払ってもらうと言われ納得できない。(20歳代 女性)



！ひとこと助言

- エステや医療機関での脱毛に関する相談が、性別を問わず若年者を中心に増えています。施術期間や金額によっては「特定商取引法」の「特定継続的役務提供」に該当し、クーリング・オフや中途解約が可能な場合があります。
- 事例のように運営会社が変わったり事業者が倒産したりすると、施術が受けられなくなることがあります。また、「通い放題」「無制限」と説明されていても、契約書面には施術期間や回数が記載されていて、途中で解約しようとしても、所定の回数を消費しているため返金されなかったり、施術を受けた分の支払いを求められたりすることがあります。
- エステなどの契約は比較的長期にわたり高額なコースになることがあるので、施術内容だけでなく、施術期間や回数、1回あたりの料金、途中で解約する際の条件などをよく確認して契約しましょう。

このチラシは令和5年度「悪質商法被害防止キャンペーン」の一環として北海道消費者被害防止ネットワークが作成しています。

作成：北海道立消費生活センター（北海道消費者被害防止ネットワーク事務局）

協力：北海道警察、札幌市消費者センター、（公社）札幌消費者協会、（一社）北海道消費者協会



巧妙な作りで見抜くのが難しく… 偽サイトに要注意！！ ～対処法や回避のポイントを紹介～

事例①

- 通販サイトでバッグを注文し、代引きで受け取ったが偽物だった。返金してほしいが、連絡先が分からない。(20歳代 女性)

事例②

- ブランドのブーツが半額で販売されており、クレジットカード払いで注文した。ブーツではなくニット帽が届いたので返品したいが、サイトに販売者の住所や電話番号の記載がない。どうしたらよいか。(40歳代 女性)



！ひとこと助言

- インターネット通販で「注文した商品が届かない」「届いたが偽物だった」などの「偽サイト」に関する相談が全国の消費生活センターに多数寄せられています。
- 注文後に偽サイトだと気付いたら、販売店にキャンセルの連絡をし、代引きの場合は受け取り拒否をする方法があります。
- 代引きや銀行振込みで代金を払ってしまうと、解約や返金が困難になることがほとんどです。クレジットカードで支払った場合は、クレジット会社に事情を伝えて、協力を求める方法があります。
- 最近の偽サイトは、有名ブランドのロゴを盗用しているなど、一見ただけでは偽サイトと気付くことは困難です。注文する前にサイトの運営業者の情報などをよく確認しましょう。

偽サイト回避のポイント

- 販売価格が大幅に割引されている
- 事業者の住所や電話番号の記載がない
- 支払方法が「代金引換のみ」、「クレジットカードのみ」等のように限定的ではないか
- 公式販売サイトに注意喚起情報が掲載されていないか

不安な時は、迷わず相談を！

■消費者ホットライン

☎188

■警察相談電話

☎#9110

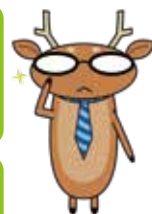
北海道立消費生活センター 受付時間 平日/午前9時～午後4時30分
相談専用電話 ☎050-7505-0999

消費者被害防止メルマガ
消費者ほっとメール

北海道のメールマガジン



発行：北海道環境生活部くらし安全局 消費者安全課



北海道消費者教育
PRキャラクター
「かしこしか」